

公立大学法人長野大学の財務諸表の承認に係る事務局確認事項

1 財務諸表承認に係る基本的事項

地方独立行政法人法等の関係法令の規定に基づく、財務諸表の承認に関する基本的な事項は以下のとおりである。

- 法人は、毎事業年度、財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後 3 月以内に上田市長に提出し、その承認を受けなければならない。（地方独立行政法人法第 34 条第 1 項）
- 財務諸表は、根拠法令に則って作成及び提出をする。
- 市民・地域・産業界・学生・保護者・卒業生・高校生など地域社会に対し、法人の会計情報を明らかにする。

以上を踏まえ、市長が行う財務諸表の承認は、「法規性の遵守」と「表示内容の適正性」の観点から行った。

2 財務諸表承認に係る事務局確認事項

（１）法規性の遵守

チェック項目	チェック結果
a 提出期限は遵守されたか（6 月末日）	6 月 3 0 日に財務諸表等が提出された。
b 必要書類は全て提出されたか。	必要な書類は全て提出された。 ① 財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類、行政サービス実施コスト計算書、附属明細書） ② 決算報告書 ③ 事業報告書 ④ 監査報告
c 監事の意見に、財務諸表の承認に当たり考慮すべき意見はないか。	監事の監査報告には、法人の財政状態及び運営状況等を適切に表示していると認めるとあり、財務諸表の承認に当たり考慮すべき特段の意見はありません。

（２）表示内容の適正性

チェック項目	チェック結果
a 表示科目、会計方針、注記等記載すべき項目について、明らかな遺漏は無い。	財務諸表等の提出を受けた全ての書類について、表示科目、会計方針、注記等記載すべき項目について、明らかな遺漏がないことを確認した。
b 計数は整合しているか。	各書類における計数について、整合を確認した。
c 書類相互間（主要表と附属明細書との相互間等）における計数の整合が取れているか。	主要表と附属明細書との相互間における整合など、書類相互間における数値の整合を確認した。
d 市から交付された運営費交付金に係る会計処理は適正か。	運営費交付金が適正に処理されていることを確認した。

3 確認結果及び事務局意見

地方独立行政法人会計基準に照らし、金額について重要性の認められる齟齬等はなく、市長による財務諸表の承認にあたって、特段の意見はない。